

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越啓雄 外48名

被控訴人 千葉県知事 外2名

証拠説明書(甲号証)

2012(平成24)年9月21日

東京高等裁判所第22民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	菅野泰	明中弁 之丸護 印素士
同	廣瀬理夫	明中弁 之丸護 印素士
同	中丸素明	明中弁 之丸護 印素士
同	植竹和弘	明中弁 之丸護 印素士
同	拝師徳彦	明中弁 之丸護 印素士
同	及川智志	明中弁 之丸護 印素士
同	島田亮	明中弁 之丸護 印素士
同	山口仁	明中弁 之丸護 印素士
同	近藤裕香	香近弁 之丸護 印素士

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲80	八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(抜粋)	H23.11	国土交通省関東地方整備局	八ッ場ダムの事業者である国土交通省自身が行った八ッ場ダム検証の報告書において、八ッ場ダムの洪水調節効果が八斗島地点で平均1,176m ³ /秒との計算結果が示されているが、八ッ場ダムがない場合に洪水被害が発生するのかどうかは明らかにされておらず、また、利根川下流部・江戸川における八ッ場ダムの効果も明らかにされていないこと。	写し
甲81	H23利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務報告書	H24.3	パシフィックコンサルタンツ株式会社	八ッ場ダムの治水効果は、河道貯留効果(①支流の流入による洪水の減勢、②川幅の広がりによる洪水の減勢)により、下流へ行くほど大きく減衰していくこと。八ッ場ダムがない場合に河道で対応が不足する流量は、国土交通省の計算でも、水位にすると、江戸川上流でおおむね3cm～6cmにすぎず、千葉県が面する江戸川下流などではさらに小さい効果しかないこと。	写し
甲82	国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書	H24.3.1	塩川鉄也 衆議院議員	甲83の答弁書の前提となった質問の内容。	写し
甲83	衆議院議員塩川鉄也君提出国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問に対する答弁書	H24.3.9	内閣総理大臣野田佳彦	国土交通省が甲81の報告書作成にあたり、八ッ場ダムの治水効果について行った計算の方法とその結果等。	写し

甲84 の1	行政文書開示決定通知書	H24.4.1 8	国土交通 省関東地 方整備局	甲84の2は、国土交通省が首都圏氾濫区域強化対策事業に関する文書開示請求に対し開示した文書であること。	写し
甲84 の2	首都圏氾濫区域堤防強化対策事業のうち、事業執行計画及び計画図、工種別・市町別移転家屋執行計画及び執行状況、実施状況図		国土交通 省関東地 方整備局	利根川中流部(利根川右岸深谷市付近から五霞町まで、江戸川右岸の五霞町から吉川市まで)の堤防を拡幅する事業が平成16年から実施され、利根川の第1期は平成30年度までに、残事業は利根川水系河川整備計画に基づく整備期間中に完成する予定であること。これにより、国土交通省の過大な氾濫想定を前提としても、千葉県等における破堤を防止するためにハッ場ダムを建設する必要がなくなること。	写し